

第14回 大阪府福祉のまちづくり審議会 議事録

【日時】令和6年9月4日(水) 15時00分～17時00分

【場所】大阪赤十字会館 301 会議室

【参加者】 岩田 三千子	摂南大学 名誉教授
内田 敬	大阪公立大学 大学院工学研究科 教授
斎藤 千鶴	関西福祉科学大学 名誉教授
柴原 浩嗣	一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事
森垣 学	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 常務理事
玉川 弘子	大阪商工会議所 地域振興部長
田中 米男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 副会長
上田 一裕	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
長宗 政男	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
小尾 隆一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 理事
泉本 徳秀	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 代表幹事
西尾 元秀	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 事務局長
松井 英樹	一般社団法人 大阪銀行協会 調査部長
中屋 吉広	一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事
高島 純子	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 第4支部 幹事
山本 尚子	公益社団法人 大阪府建築士会 委員
加賀田 茂史	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 住宅整備課長
野村 育代	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課長
逢坂 伸子	大阪府市長会健康福祉部会長(大東市長)

(大阪府住宅建築局長)

大阪府住宅建築局局長でございます。審議会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただき誠にありがとうございます。また日頃から大阪府の住宅建築行政の推進に御理解と御協力をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。さて、大阪関西万博の開幕まで 8 ヶ月を切り、会場においても大屋根リングが一つに繋がるなど、目に見える形で整備が進んでおります。本府といいたしましても、国内外からの来訪者に大阪の魅力を感じていただくという観点から、ホテルや旅館、鉄道駅、小規模店舗等のバリアフリー化など様々な取り組みを行ってきたところでございます。今後は万博後も見据えて、これらの取り組みを一過性のものとせず、レガシーとして発展させ、大阪の都市魅力として進めていくことが重要になってくると考えております。このような中、本審議会においては、大阪における建築物の更なるバリアフリー化に向けて、条例基準等の見直しのほか、条例ガイドラインの見直しや普及啓発、ソフト施策の充実等についてご審議をいただいているところでございます。とりわけ、条例基準等の見直しについて重点的に御意見をいただくことを前回の審議会で確認し、今年度は部会の中で個別項目について議論を深めてまいりました。本日は、部会での議論も踏まえながら、条例基準等の見直しの対応方針についてご審議いただきたいと考えております。委員の皆様には、それぞれの立場から、忌憚のない御意見をいただき、活発な議論をお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(司会)

委員紹介 等。

資料説明 等。

それでは、議事に入ります。

まず議題の一つ目、会長の選任でございます。御報告でございますが、本審議会の会長を務めていただいておりました、大阪公立大学名誉教授の岡田委員おかれましては本日御欠席でございますが、九月三十日まで、本審議会の任期がございますところ、諸事情がございまして、会長職を御辞退するとの申し出がありました。

このため、会長職が不在となりますことから、大阪府福祉のまちづくり審議会規則第四条第一項の規定により会長を委員の互選によって選出をお願いしたいと考えております。皆さんいかがさせていただきましょうか。

(委員)

会長には、大阪関西万博においてユニバーサルデザインガイドライン策定に携わっておられて、また大阪市の交通バリアフリー基本構想推進協議会会長を務めておられます、内田委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(司会)

ありがとうございます。その他御意見ございますでしょうか。

ご異議がないようですので、内田委員に会長をお願いしたいと思いますが。内田委員、いかがでしょう

か、よろしいでしょうか。

(委員)

光栄に存じます。よろしくお願ひいたします。

(司会)

ありがとうございます。では内田委員には会長席に移動いただきますようお願ひいたします。
以降の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(会長)

今回は初めての新メンバーでありながら会長という席をいただきまして、ありがとうございます。推薦の理由として挙げていただきました大阪関西万博の建物の方のユニバーサルデザインガイドラインにも携わってまいりましたけれども、私の本職としましては、専門が土木系の交通関係のことをやっておりまして、研究面では視覚障がいをお持ちの方がまちを楽しく歩けるようになるための、色々な情報支援システムを研究しております。それから行政の関係で申し上げますと、大阪市のバリアフリー基本構想にも携わってまいりましたけれども、いずれにしても主なフィールドが交通関係であります。建築、施設系に関しましては、万博の関係で若干勉強しましたけれども、実際のところは素人でございますので、皆様に御指導いただきながら、且つ、つつがなく会議の進行を努めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。では、進めさせていただきたいと思います。

では、次第に従いまして議題2として、会長代理の指名というのがあがっています。

会長代理に関しましては、審議会規則により会長が指名することになっております。私といたしましては、これまで本審議会の会長職代理を務めておられた田中委員に引き続き職務代理をお願いしたいと思いますが、田中委員いかがでございますでしょうか。

(委員)

よろしくお願ひいたします。

(会長)

ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。関連しまして、現在並行して進めております福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会について、会長が審議会の会長とともに部会長も退任ということになりますので、部会長を選出させていただきたいと思います。部会長については会長が指名して委員がこれにあたることとされており、本審議会ではこれまで定例的に審議会会長が部会長になっていると伺っております。ですので、僭越ながら私が部会長として務めたいと思います。

それから部会のメンバー、部会委員でございますけれども、先ほどご覧いただいた委員名簿の右端の方に部会という欄がありまして、そちらに丸印がついております。この印がついている方に、部会の委員としてご活躍いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の審議会では、冒頭、局長さんの御挨拶にもありましたけれども、福祉のまちづくり条例の基準見直しについて、検討スケジュールやこれまでの部会でも審議の方向を予定されておりまして忌憚のない

御意見をいただいて、活発な議論というのを期待されておりますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次第に戻りまして、議題の3に進みたいと思います。今後の検討スケジュールについてということでございます。まず、事務局より、この議題に係わる資料の説明をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

議題3、資料1について説明

(会長)

今、御説明いただいた資料の1、スケジュールについてでございます。御質問、御意見、どなたからでも結構でございますが、いただけませんでしょうか。ございませんか。私個人としては今回初めてですので、こういうふうな形で今まで進んできたのを、きっちり年度末に向けてまとめていくということだと理解させていただきましたが、いかがでしょうか。

(委員)

会長におかれましては初めてのご出席で、大変な御役を引き受けていただきまして申し訳ないなと思っているところでして、実はこのメンバーは多くの方が部会に2回に参加されていますのと、それから勉強会等でも参加されている方もいらっしゃいまして、皆さん周知の方が多いので、今回はあまり意見が出ないのかなと思います。普段はもっと活発に意見も出ております。

(会長)

どうもありがとうございました。また部会の③として11月頃となっておりますけれども、そちらではまた活発なご意見をいただけるものと思いますが、いかがですか。

(委員)

今日の資料の参考資料4に、第26回、第27回の意見概要をまとめていただいているが、だいたい部会の時、資料が配られていたり、前に見せていただいたりするようなことがあります、もう少しここはなんとかならないのか、ここは何故こうなっているのかなど、質疑等含めて意見を増やさせていただいているが、今日は審議会ということで、今までの議論をざっとおさらいするような場だということで、この後色々資料の説明をしていただくと思いますが、その中で部会でも発言したことあるけどもう一度、発言させていただくかもしれません、部会ほどではない感じで、部会と審議会の違いはそういうところにあるのかなというふうに考えているところです。もちろん僕だけじゃなくて、委員の方々からも発言していただいて、だからこれだけの資料になっています。事務局の方で丁寧に聞き取りしていただいているので、もう一回もう一回と言わなくとも安心できるかなと考えております。以上です。

(会長)

どうもありがとうございます。部会と審議会で上手く、事務局からも直接ヒアリングも交えながら運営されているということでございますので、スケジュールに従ってこれからも進めていくということにさ

せていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、議題の4に進みたいと思います。「条例基準等の見直し」に係る対応方針について。この議題ですけれども、項目が非常に多く、資料も厚くなっていますので、前半、後半に分けさせていただきたいと思います。ではまず前半について、事務局から説明をお願いいたします。予定では20分程度ご説明をいただき、その後、御質問御意見等を聞いて、その後に後半に続くということでございます。では、事務局、前半よろしくお願ひいたします。

(事務局)

議題4前半、資料2、資料3について説明

(会長)

どうもありがとうございました。今、御説明いただきましたが、大きく対応方針を定めるときに、4つの項目があった内の1番目、小規模店舗のバリアフリー化の促進、2番目、共同住宅駐車場のバリアフリー化の促進ということに関して、対応、方向性を資料3の 14 ページまでのところで御説明いただきました。

今の御説明の内容に関して御質問、御意見等、どなたからも結構ですので、いただければと思います。いかがでしょうか。

(委員)

質問と意見があります。まず質問から、バリアフリーのトイレ、9月から新しくなりました。これについて大阪府民に周知する方法はどう考えておられるでしょうか。一般的には新しい仕組みを作った場合はチラシなどをあって配布をすると思いますが、今はホームページ等に掲載されています。ホームページに繋がる QR コードも考えられると思います。その辺のことをお聞きしたいと思います。

意見としては、共同住宅の駐車場、最近は無人管理のところが多いと思います。共同住宅の場合は、何かあれば管理人のところに行って相談できると思いますが、例えば駅とかショッピングセンターの駐車場などの場合は管理人がいない、大阪府の施設でも無人の駐車場があります。そういうところは、聞こえない人たちが利用するときに、機械のトラブルがあったときに連絡する方法がありません。大体はインターホンでお願いしますと書いてあります。一番いい方法は、テレビ電話か何かがあって、相手の顔が見えるという方法で連絡が取れれば一番安心なのですが、この駐車場の機械でトラブルがあった場合連絡する方法を考えておられるかどうか、その辺も心配になって意見を言わせていただきました。

(会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。まず、ご質問の方で、バリアフリートイレマップが充実して、こういう情報が出たというところでございますが、本日大阪府として報道発表しております、各マスコミの方にも周知をお願いするような形でお知らせをさせていただいたところでございます。

それで、まだ今現在できていませんが、今後その周知の為のリーフレットみたいなものも作成を予定しております、また近いうちに市町村窓口、我々まちづくり局だけではなく、市部局を含めてそういうところにご案内をさせていただくようなことを考えておりますし、機会があるたびに PR をさせていただければと考えております。

あと二つ目、ご指摘ごもっともと思ったのですが、駐車場でゲート等のトラブルがあったときに、聴覚障害の方がトラブルをインターホンでやりとりできないという、なかなか難しいところがあると思ったところでございます。どういう対応が事例として、望ましい事例があるのかというものがもしございましたらお聞かせいただければと思いますし、こういった対応がいいというものがございましたら、そういうものをガイドライン等でも普及に努めていく、そういう対応があると思っております。一番は対人で、人の管理が行き届いているというのが一番良いですが、無人駅同様に人がいないところは対応が難しいところもございますので、そういった良い事例がありましたらお伝えしていく、PR していく、などの普及に努めることができればなと思っております。

ちゃんとした答えになってないかもしれません、事務局としては以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。委員、いかがですか。

(委員)

ありがとうございます。意見に対する回答で良い事例というのはなかなかありません。先ほど申し上げたように、テレビ電話がある等が一番良いと思います。カメラをつけてお互い顔を見合わせてという、そうすれば例えば筆談で紙に書いて内容を伝えることもできますし、一番いいのは、テレビ電話で相手も手話で会話ができることだと思います。でもそういうのはなかなか難しいと思いますので、テレビ電話だったら相手の顔が見えるから安心できます。機械の配置などもありますが、そういうことも考えていただければと思います。

(会長)

私の方から若干コメントさせていただきます。一点目の御意見の中で、周知の方法、QR もありますよねと仰っていたところで、私が誤解しているかもしれませんけれども、実際一般の方も使えるようなトイレのところに、QR コードが貼ってあって、近くにあるバリアフリートイレのマップが、そこから簡単にスマホで見られるというような、その場での確認周知の方法というのも、今後考えしていくというのがあるのではないかと思いました。

無人の施設における対応、駐車場だけじゃなくて、無人の駅、エレベーターの中などいろいろございます。コスト面の話があるのでなかなか難しいところではありますけれども、よくご紹介いただくのは、少なくとも QR コードを然るべきところに貼っておいて、それをどなたが引き受けるかがまた問題になりますが、LINE でどなたかと無料で、スマホで顔を見ながら、あるいは文字ベースでコミュニケーションを図るなど(のような方法が)、コストだけを考えると一番可能性があるのかなと思っております。実際にそれを条例とかガイドラインとかに書き込むところまではまだまだ検討していく必要があるかと思い

ます。

他の方、いかがでございましょうか。

(委員)

これまで私は、理学療法士の市の職員として長く勤務しております、その間にさまざまな障がいの方々のお声を聞く機会がございました。その中で、これまでの部会や審議会でも出ているかも知れませんが、店舗の中や歩道に敷かれている同系色の点字ブロックがあります。点字ブロックは黄色が基本の色かと思いますが、グレー調のところにシルバーメッキの点字ブロックが敷かれたりしている場合があります。完全に視力が無い方は足裏の感覚だけで点字ブロックを頼っておられると思うのですが、弱視の方も実は点字ブロックをかなり頼っておられて、そういう方からは、色調が一緒だと点字ブロックの場所がわからない、夕方になるともっとわからない、という声をよく聞きました。最近の新しくできた商業ビルであっても、まだそのようなことが見受けられますので、ガイドラインにもし反映していないのであれば、ぜひ色調が同系色だと困るという点を入れていただけたらと思います。

もう一点、デザインでいうと、商業ビルあるいは駅などで、手すりの形状が、よくあるストレートではなく、波打ったりするものが見受けられます。理学療法士の観点から言うとあの波々の手すりでは危険な方がおられると思います。高齢の方あるいは弱視の方が、あの手すりをガイドとして頼ったときに波々をたどらないといけませんので、あれは歩行不安定な方にはかなり危険だという声もたくさんいただいております。デザインを重視される立場の方もいるのもわかりますが、デザインよりも人の移動の安全がバリアフリーには重要だと思いますので、このような細かい部分のガイドラインへの反映をぜひよろしくお願いします。

(会長)

はい、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。まず、点字ブロック等の色彩のことございますが、一応我々も福祉のまちづくり条例のガイドラインの中でも明度差をつける、輝度比を何以上にするという記載をしておりますが、おっしゃるように、やはりデザイン優先ということで、そこが徹底されないことがあるかもしれないと思っております。一応望ましい整備をする上の基準ということでお示しをさせていただいているところでございます。一方で、手すりにつきましては、法律上は 1.1m ですか、高さの規定があって、それが波々になるとか、それはいけないという規定は多分ございませんので、我々のガイドラインの中でもそこには触れていないと思いますので、そういうところにつきましては、実際、人間工学的にどうなのかとか、理学療法士としての知見でお示しをいただいたところでございますけれども、そういうところも勉強していきたいなと思います。ありがとうございます。

(委員)

ありがとうございます。最近、大阪駅の西側にできた商業ビルの KITTE やバルといった施設ですら、色調が一緒の点字ブロックがまだ見受けられましたので、新しい大阪の看板となる新しい商業ビルで

そのような状況というのは、視覚障がいの方が残念に思われていると思います。次に建つようなものは、ぜひこの色調のガイドラインを守っていただけるように、周知をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(会長)

この点も私から若干コメントさせていただきますけれども、点字ブロックの規定、確かに明度差、輝度差については書いてありますが、色相についてははっきり書いていないというところ、この辺はデザイン面の話もあって、なかなか合意がとれず、もう何十年も続いている話だと思います。上手く規定ができるないところというのは、それなりに困難な事情があるのかなと思います。

(委員)

ありがとうございます。デザインがすごい商業ビルや歩道に関する、誰のための点字ブロックなのか、誰が使うための点字ブロックなのか、どう使うための点字ブロックなのかをぜひガイドラインに書き込んでいただいて、設置者の方々にその点字ブロックの形を守ればいいのではなく、どのような使われ方が期待されているか、役に立つかということを知りたい。このようなガイドラインになるようお願いしたいです。

(会長)

ありがとうございます。

二点目の手すりの形状に関しては波々になっているのはデザイン面というよりは、30 年位前になりますかね、力が入りやすいから良いということで導入された経緯がありますので、事務局から回答がありましたように、人間工学的な観点を再度確認した上で検討することと思います。ありがとうございます。

他の方、いかがでございましょうか。

(委員)

ありがとうございます。小規模店舗の出入口までの段差廃止を促進するという件に関してございます。こちらの対応方針で、既存施設というのはなかなか物理的な改修工事を行うのは困難にあるために、店舗入れ替え等のタイミングを捉えてソフト的な対応を図ると記載いただいていると思います。

対象となる店舗面積が引き下げられると、やはり経済的な負担はなかなか厳しい事業者さんも多くなるということがございます。既存店に対しては入れ替えの時に御配慮いただけるわけでございますが、それではやはり経済的負担が厳しいというときに、何か政策的な工夫も是非していただきたいです。また、これから対象となる店舗の面積を検討されているにあたって、ぜひそういう点もご配慮いただきたいと思いました。意見は以上でございます。

(会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。一応、先ほどの説明でも過度な負担は避けるとは言いつつも、やはり負担にはなってくるところがございますので、そこはバランスを見ながら御報告差し上げたところでございますが、実は部会でも御指摘は小規模店舗だけなく、いただいておりまして、やはり事業者側として、支援、例えば補助であるとか、そういうこともあわせて考えるべきではないかという御意見を頂戴したところでございます。当然そのバランスのこともありますし、今この場で大阪府として何かそういう補助とかお答えできるわけではないのですが、そこを合わせるような形で政策立案してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

(会長)

民間の敷地内の出入り口に関しては今おっしゃられたような話かと思いますが、官民境界の境目、道路に直接面しているところの出入口に関してであれば、道路側から迎えに行くというのも考え方としてはあろうかと思います。どうしても雨水の浸水を考えると、地面よりも床面を上げておかないと、这样一个のがあるわけです。そのギャップを埋めるのに、どちら側が負担するのが望ましいのか。公的な資金を仮に投入するとしたときに、土地を私有するところにお金を投入すべきなのかというところでは、道路側の整備というところを考えていくことも必要ではないかと個人としては思っております。この辺、この審議会の直接審議できる範囲を超えたような話になってまいりますので、今の点については、事務局と今まで話したこと無く、今思い付きで言っていることですので、そういった問題もあるよということで結構です。よろしくお願ひします。

他の方、いかがでございましょうか。

(委員)

小規模店等のお話がありました。条例等で改正していくということで、バリアフリー化が進みますが、既存の建物はハードルが高くて、壁になっているとのことですが、神奈川県で既存建築物のバリアフリー化整備ガイドラインの作成普及事業というのが取り組まれていますので、紹介させていただきます。既存建築物のバリアフリー化は多種多様であります、整備手法が限定されるなどの課題がありますということで、神奈川県では NPO 法人との共同によって県内の店舗、飲食とか物販なども、そのバリアフリー化の事例を NPO 法人さんが収集して、そして現地調査に障がいある方も一緒に同行されて、そして利用者の利便性の観点から検証評価をされ、そしてその結果を踏まえて既存建築物のバリアフリー化整備事例集、ガイドラインを作成しておられます。そのガイドラインでは、既存建築物で段階的なバリアフリー化や、部分的なバリアフリー化を行おうとする場合にも参考になり、事例とか考え方を示しておられますので参考になると思います。既存建築物のバリアフリー化というのはハードルが高いですが、この事例を収集するに当たっては、必ずしも基準に適合していないなくても、その改善によってより多くの人が施設を利用できるようになったというような小さなことも取り上げられているということです。NPO 法人の共同が必要となってきますが、そういった事例も参考にできるかなと思っております。

(会長)

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。我々としてもガイドラインの中でも既存建物の改修事例も含めて御紹介をいたしているところですが、まだまだ仰るような小規模店舗における改修事例とかそういったところを御紹介しきれてないところもあると思いますので、今御紹介いただきました神奈川県の事例等も勉強させていただいて、大阪府としてそういうものを広く知っていただける、例えば設計者の方や事業者の方に役立つようなそういうものを展開できないか、ということを考えていければと思います。また基準に適合しなくても少しでも良くなるようにとの御指摘もあったかと思います。特に我々行政としては、例えば耐震の基準にしなきゃいけないということではなくて、命を守るために耐震のベッドを置きましょうというようなことも重大ですので、そこは実際に使われる方がより利便性が高まるような事も含めて紹介できるような、そういうことを考えていいけるかなと思っております。ありがとうございます。

(会長)

神奈川県ほか、ヒアリング等をしていただいて、中身についてコメントいただければと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、まだ御意見等あるかと思いますけれども、一旦ここで締めさせていただきて、資料3の後半部分を説明していただいて、その後、全体として御意見をいただこうと思います。それではよろしくお願いします。

(事務局)

議題4後半、資料3について説明

(会長)

ありがとうございました。今御説明いただいた資料3後半部分だけに限らず、どの点でも結構です。御意見いただると有難いです。いかがでしょうか。お願いします。

(委員)

フラッシュライトについて、基準化するかどうかを調査していただいて、ある程度整備されているということで、そろそろそれを基準化してもいいのかなと思います。パーセンテージの決め方というか、判断材料としてあるのかなという気がして、全体を通して見させていただいておりました。フラッシュライトはまだまだパーセンテージも低いということで、もう少しパーセンテージが上がるのを待つ必要があるのかもしれません、確かに必要なもので、ではどれもこれも必要なもの全部、パーセンテージが低いのも整備すればいいじゃないか、でもそれはいかないというところは理解できます。やはりフラッシュライトについては、条例改正の時から課長さんも仰っていたように命の危険があるということで、パーセンテージがやや低くとも、基準化することでフラッシュライトを増やしていくっていう考え方というのが必要じゃないのかというのを、この会でもお伝えさせていただきます。

話が飛びますが、参考資料1を見ますと、大人用介護ベッド、それなりにかかります。40万円で一つじゃないとなると、それなりの負担という形になる。それを考えたら、最初の建築時しかフラッシュライト

をつけることができないので、確かに数百万円かかるかもしれないけれど、パーセンテージだけではなくて、整備を進めていくということを考えていただくようにご検討いただけたらと思います。

(会長)

ありがとうございます。フラッシュライトの件については、話がずれますが、個人住宅の火災警報装置が義務化されました。命に係わる話という点でいうと、もう少し踏み込んでも良いのではないかと思います。

(事務局)

仰っていただいた通りだと思いますし、やはり特に命に係わるものということで、そこはちゃんと理解した上で考えないといけないなという認識で我々としても思ってございます。思ったほどの数字が出なかったというのが正直なところなのですけれども、ここについては引き続き検討していきたいと我々事務局としても考えております。

(会長)

ありがとうございます。お願いいいたします。

(委員)

フラッシュライトと大人用介護ベッドの件につきまして、調査いただいたありがとうございます。特にフラッシュライトの方は、命に係わるというところにつきましては、先ほど質問い合わせたところあります。経費ですけれども、新築の時でないと金額を考えると難しい、あるいは配線のことを考えると是非とも検討をお願いしたいと思います。

もう一つの介護用のベッドのこと、仮に今までの基準の120cmから150cmにしたとて、便房には大きな影響はないという調査報告をいただいたということです。せっかくの機会ですので、大人用の介護ベッドの基準を150cmから180cmに変えていただくのが最良かと思います。以上です。

(事務局)

二点目の介護ベッドの180cmに関して、実際、市場に出ている商品が180cmのタイプというものが一般的な商品として無いということで、それをなかなか基準化するのが難しく、それが一般化てきて商品化されなければ、そういうことを言えるのかと思います。まずは今一般的に商品化されている150cmのタイプをまずは基準化していくようなことで考えさせていただければと考えております。

(会長)

委員いかがでしょうか。

(委員)

御指摘のとおりだと思います。ただ場所によっては、少数ではございますが、150cm～180cmという数字を書いてあるところがありますので、できましたらその方が今後のことを考えますといいのかな

ということあります。基本的には実際市場に出回っているベッドのサイズを考えますと、150 cm というのが当然かなと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございます。今の我々のガイドラインでも、150cm~180cm というものを書いてございますので、それはもちろん堅持した上で、より高水準なものを供給いただけるように、なればなと思っております。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

どなたか、ありますでしょうか。

(委員)

大人用ベッドの普及は大変ありがたいと感じておりますが、多目的トイレがいたずらなどに使われるという危険性があります。私も市職員の時に大人用のベッドがあるトイレで大人の方のおむつを交換した経験がございますが、かなり時間がかかりますので、個室に入っている時間が長いということは普通のことです。しかし、反面そうすると様々ないたずらがあった時も気づきにくい。こうしたリスクを回避できるような工夫がないと、せっかく普及しても危険で使えないということになってしまってもよくないです。そのため、そうした点も何か配慮ができればと希望しております。

もう一点は、点字ブロックに関してです。先ほど設置者に啓発をしていくという話があったかと思うのですが、せっかく点字ブロックが様々なところに敷かれたにもかかわらず、使用されている小売店や病院、施設の方が泥除けマットなどをそこに置いてしまったりしております。あるいは商店では、点字ブロックを辿っていくと、ワゴンや自転車がその上にあるなどしておりますので、そういう使用者への普及、これは福祉関連面の方々の啓発の努力が私含めてこれからも必要だと思うのですけれども、まちづくり条例の中での意味合いの理解を広めるような、そんな方策をよろしくお願ひいたします。

(会長)

重要な質疑をいただいたと思います。

今日まだ御発言いただいている方、いかがですか。

(委員)

いろんな意見がすでに出てるので、私が発言すべきことがなくなってきたのですけれども、最近話題になっていることだけ、お伝えしたい、皆さんと一緒に考えてみたいと思うのですけれども、アン

パンマンミュージアムっていうのが神戸にあって、そこの点字ブロックにアンパンマンの絵が小さく描いてある部分があって、それを子供たちが探すことで、座るように見るということになってしまっていて、障がい当事者からは、子供たちを蹴飛ばすような状況になってしまうから危険だからということで指摘をしているのですが、アンパンマンミュージアム全国にある中の神戸と関東に一箇所と、そこだけがそういうことをしている。点字ブロック先ほどからも色のこととかも仰ってますけど、目的外使用というか、そういうことをするのに使うっていうことを考えて使っているわけじゃないので、これを指摘して改善してもらえないかって言ってもなかなか改善しないみたいで、こういうことが起こらないように、何らかのことを書いておいてもらいたいなと思います。以上です。

(事務局)

ありがとうございます。アンパンマンミュージアムが点字ブロックの件で話題になっているということですが、私存じ上げませんでした。今のお話もそうなのですが、先ほどから御指摘があった点字ブロックの同色調のものが判別し辛いとか、そういうことも合致することですが、設計的、技術的なところでの配慮というのがやはり必要にと思っていますので、その意味で我々福祉のまちづくり条例のガイドラインということで、こういう配慮が必要ですということをお伝えする、そういうふうにやっておるのですが、今言われましたように、なぜそういう配慮が必要なのか、といったところも含めてちゃんとわかるように御説明するような、といったツールにしていけるような改善とかも考えていければと思いました。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

この審議会とても丁寧に進行していただきありがとうございます。勉強会をやって部会をやって、この本審議会があって。部会の時も申し上げましたが、共同住宅の駐車場の件です。部会に出てきた資料で、車いす使用者用駐車区画という表現でした。それで広い区画を必要とする人は車いす利用者だけではない。ベビーカーを押しているとか、あるいは高齢の方とか、知的障がいの重い方とか、そういう方は広い駐車区画が必要でありますので、ここの表現を広い駐車区画という表現に変えていただきとても感謝しております。では具体的にどんな人がこの広い区画を必要とするかということを記述していただいたら良いと思います。議論の入り口を狭めてしましますと、本当に拡がっていかないと私は思います。そういう区画を必要とする人が世の中にたくさんいるということを、最初の設定として発信していくことがとても大事だと思います。

(会長)

例えば、具体的に必要とされているこういう方がいらっしゃいますよということを注記か何かで書いておくと良いというようなことですかね。事務局いかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。

部会での御指摘もありまして、今回こういった表現の変更となっておりますが、実はこれを実際の条例の基準に落とし込む時に、配慮等必要になってまいりますので、そこは言及しないといけないところがあるのですが、仰るように例示としてどういった方が広い駐車場を必要とされるのか、そういうことをお示しすることは、何らかの形でやっていけるかなと思っております。ただ実際に駐車場を運営されている事業者さん、管理者さん、管理組合ですとか、そういったところの運用面にかかわるところが最終的には大きくなってくると思いますので、条例でできるところと、ガイドラインでお示しできるところ、そういうところを使い分けながらやらせていただければなと考えております。

(会長)

ありがとうございます。どなたかござりますか。

(委員)

フラッシュライトについて、20 ページをご覧ください。このライトの設置が進むことは聴覚障がい者にとって大きな期待です。安全な暮らしを送るために必要だと思います。ただ、今の話の中で、普及率がまだ低いという課題がありました。部会の時も言いましたが、聞こえる人だけが使うものではありません。聞こえる人でも日本語がわからない人、例えば外国人がいます。共生社会の考え方でいうと、他言語でライトの説明が書かれていれば、ライトが光ったら避難をするという判断ができます。そういう意味では、聞こえる人にも必要なものだと思います。これから大阪万博が始まりますが、万博をきっかけにフラッシュライトの設置が進めば良いと思っています。万博協会内でもご検討いただけたら嬉しく思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。貴重な御質疑をいただいたと思います。

(委員)

身体障がい者の理事会が先日行われまして、車いすに乗っている方の理事の方ですけれども、大阪に車いす専用トイレあるが、一般の人が入ってなかなか使えないということで、どうしたらいいかということが言われました。表記が徹底されて車いす専用ですよということの徹底をしてもらえないかなと、僕自身がその人の意見を聞いて、いい機会ですのでお願いしたいと思います。

(会長)

事務局、ござりますか。

(事務局)

ありがとうございます。実際に本当に必要とされる方が使えないという事態は避けるべきと我々も思っておりますので、優先されるべき方に、これは運用面であったり、先ほどもありましたそれぞれの利用者個々人の問題もあるかと思いますので、先ほども言い忘れたところがあったのですが、我々ど

ちらかというとハード面の整備のお話をさせていただいておりますが、当然のことながら福祉サイドでの心のバリアフリーの制度であったり、そういうしたものと連携をしながら、そういうった皆さんにちゃんと配慮をして、そういうものを適正に使えるような、そういうところと一緒にやっていければと思っております。

(会長)

ありがとうございます。まだまだ御意見あろうかと思いますが、資料の1でありましたように、また 11 月に部会がございますので、そこで具体的な基準にして定めるのか、ガイドラインの改定をするのか、具体的なキックオフができるかと思いますので、本日は以上とさせていただければと思います。

委員の皆様、どうもありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

(司会)

皆様どうもありがとうございました。本日いただきました御意見を参考にしまして、引き続き検討を進めてまいります。先ほど来ありますように、11 月に第 28 回部会、年内に次回の審議会を予定しております。事務局より追って、本日の議事録、それから次回の審議会日程調整など、送らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして、第 14 回大阪府福祉のまちづくり審議会を閉会させていただきます。
本日は誠にありがとうございました。

以上